

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改正について

- 平成28年3月29日に地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）の一部を改正する件が告示され、「塩化ビニルモノマー」の項目名が、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更となり、平成29年4月1日より施行される。
- これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた別表4「センター内地下水の水質検査」の一部及び別表6「周辺地下水の水質検査」の一部を改正し、平成29年4月1日から適用することとしたい。

【改正内容】

1 別表4「センター内地下水の水質検査」

- ・項目14「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更する。

改正前					
	検査項目	単位	環境基準	法定測定回数	測定回数
14	<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後					
	検査項目	単位	環境基準	法定測定回数	測定回数
14	<u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

2 別表6「周辺地下水の水質検査」

- ・項目14「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更する。

改正前				
	検査項目	単位	環境基準	測定回数
14	<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	(略)	(略)

改正後				
	検査項目	単位	環境基準	測定回数
14	<u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u>	(略)	(略)	(略)